

令和3年9月21日

都道府県・指定都市市民活動担当 御担当者殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和3年9月9日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」が決定され、内閣官房副長官補室、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別紙の周知依頼がありました。

つきましては、貴職の所轄の特定非営利活動法人に対しても、別紙を周知くださいますようお願いいたします。

以上